

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

◎オープンイノベーションの推進と技術協力

- ・ 新たな技術や製品開発において、パートナー様の持つ技術やノウハウを積極的に評価し、共同開発や技術連携を推進します。
- ・ 当社が持つノウハウや設備（コワーキングスペース「dew spot」含む）を活かし、パートナー様の技術力向上や生産性向上に資する情報共有、技術指導、相互研修などを積極的に行います。

◎BCP（事業継続計画）の策定支援

- ・ 予期せぬ災害や危機発生時においても、サプライチェーンが寸断されないよう、パートナー様と共にBCPの策定や強化に関する情報共有、必要に応じた支援を行います。

◎デジタル化の推進支援

- ・ パートナー様の業務効率化、生産性向上に資するIoT、AIなどのデジタル技術導入について、情報提供や具体的な導入支援を検討し、サプライチェーン全体のデジタル化を推進します。

◎環境負荷低減への共同取り組み

- ・ CO2排出量削減や廃棄物削減など、環境負荷低減に向けた取り組みをパートナー様と連携して推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。
- ・ グリーン調達を推進を検討し、環境に配慮したサプライチェーンを構築します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 本宣言の遵守状況を定期的に確認し、必要に応じて内容を見直すとともに、サプライチェーンに関わる全ての役職員に周知徹底します。
- ・ 取引に関するご意見・ご要望を受け付ける窓口を設置し、パートナー様との対話を重視し、信頼関係の構築に努めます。

大洋産業株式会社は、本宣言に基づき、パートナー様との相互理解と信頼関係を深め、共に持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2025 年 5 月 20 日

大洋産業株式会社

代表取締役 小田 柿 喜暢